

令和3年12月1日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

三水鐵工株式会社



従業員が仕事と家庭を両立しながら、その両方を充実させ、能力を十分に発揮できる環境を整備するため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年12月16日～令和6年12月15日（3年間）

2. 目標と取組内容

目標① 有給休暇の取得を促進する。

取組内容

令和3年12月16日～

- ・有給休暇取得促進の実施
- ・有給の低取得者（5日以外の有給）に対する働きかけ

目標② 産前産後休業や育児休業等を取得しやすい職場環境に努める。

取組内容

令和3年12月16日～

- ・産前産後休業や育児休業等に関する社内諸制度を従業員に周知徹底する。
- ・男性の育児休業等の取得に向け、上司及び本人への働きかけを行う。